

令和5年6月6日開催

第3回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和5年度 第3回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和5年6月6日(火)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時06分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 14人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委 員	1番	梶田	政實
委 員	2番	佐藤	克哉
委 員	3番	菅井	誠
委 員	5番	西	美紀
委 員	6番	菅井	美德
委 員	7番	林	秀和
委 員	8番	鈴木	和弘
委 員	9番	岡田	一司
委 員	10番	石山	幸一
委 員	13番	須藤	智弘
委 員	14番	西原	弘子
委 員	16番	早川	剛司

5. 欠席委員 4人

委 員	4番	笹原	仁
委 員	11番	大河原	正一
委 員	12番	大村	明
委 員	15番	原田	喜一郎

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	7番	林	秀和
委 員	14番	西原	弘子

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 あっせん委員の指名について

議案第4号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬	淳次
農地・農業振興担当係長	原	吉生

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和5年度第3回（R5.6.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。
　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員14名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
　次に、議事録署名委員の指名を行います。
　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、番林委員、14番西原委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長　諸般の報告）

◆諸般の報告

1. R5.5.9（火）13：30～
　第2回農業委員会総会
2. R5.5.30（火）
　全国農業委員会会長大会（北海道選出国会議員要請集会）
　東京都　新国会長出席
3. R5.5.24（水）～26（金）
　農業委員改選説明会
　遠軽・生田原・丸瀬布　各農事部長事務局長、主幹出席
4. R5.6.5（月）
　遠軽町農業再生協議会総会
　新国会長、廣瀬事務局長、石川主幹、原係長、菅原主事補出席

◆今後の予定

1. R5.6.20（火）～22（木）
　第3回遠軽町議会（定例会）
　新国会長、廣瀬事務局長出席予定
2. R5.6.21（水）
　北海道農業会議第95回通常総会
　札幌市　新国会長、廣瀬事務局長出席予定
3. R5.6.22（木）
　北海道農業者年金協議会総会
　札幌市　新国会長、廣瀬事務局長出席予定
4. R5.7.4・5（火・水）
　農業委員会事務局長研修会
　札幌市　廣瀬事務局長出席予定

4. R5. 7. 4 (火) 13:30～
第4回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　(質疑なしの声)

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
　　　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号

　議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」3件を議題とします。
　事務局から、議案を説明させます。
　　　　　(事務局　議案朗読説明)

事務局 　議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
　　　　議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

　貸貸人－紋別郡遠軽町 ●●●
　　　　　●● ●● 相続人 ●● ●●

　貸借人－紋別郡遠軽町 ●●●
　　　　　●● ●●

その2

1 通知者の住所氏名

　貸貸人－紋別郡遠軽町 ●●●
　　　　　●● ●●

　貸借人－紋別郡遠軽町 ●●●
　　　　　●● ●●

その3

1 通知者の住所氏名

　貸貸人－紋別郡遠軽町 ●●●
　　　　　●● ●●

　貸借人－紋別郡遠軽町 ●●●
　　　　　●● ●●

事務局 　本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当

しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「その1」から「その3」についての質疑を行います。「農業委員会等に関する法律第31号」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
(13:40～42分)

議長 再開いたします。これより議案第1号「その1」についての質疑を行います。質疑はありますか。(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に議案第1号「その2」についての質疑を行います。質疑はありますか。(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に議案第1号「その3」についての質疑を行います。質疑はありますか。(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第1号「その1」から「その3」までの審議が終了しましたので
「●番 ●●委員」を入室させます。

議長 再開いたします。●●委員に申し上げます。議案第1号「その1」から「その3」までの3件については原案のとおり決定しましたのでその旨をご報告します。

次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」8件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号13から整理番号19につきましては、賃貸借でございます。
整理番号13、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿一・原野、宅地、雑種地、畑現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計80,732.04」・貸主「●● ●● 相続人 ●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.6.15」・終期「R15.6.14」・期間「10年」・金額（円）「10a当り4,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号14、所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿一畑、現況全て畑」・面積（㎡）「9筆合計,82,073」・貸主「●● ●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.6.15」・終期「R15.6.14」・期間「10年」・金額（円）「10a当り3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号15、所在「●●●」・地番「●●外6筆」・地目「公簿一・畑、現況は全て畑」・面積（㎡）「7筆合計75,778」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.6.15」・終期「R15.6.14」・期間「10年」・金額（円）「年 325,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号16、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿一・畑、田、原野、現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計92,625」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.6.15」・終期「R15.6.14」・期間「10年」・金額（円）「年 334,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号17、所在「●●●・●●●・●●●・●●●」・地番「●●外54筆」・地目「公簿一・畑、田、原野、現況は全て畑」・面積（㎡）「55筆合計506,273」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.6.15」・終期「R15.3.31」・期間「10年」・金額（円）「10a当り4,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号18、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿一・畑、田、宅地現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計62,500.99」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.6.15」・終期「R10.6.14」・期間「5年」・金額（円）「10a当り3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号19、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一・畑、現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計22,932」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R5.6.15」・終期「R10.6.14」・期間「5年」・金額（円）「10a当り3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号20につきましては、所有権移転でございます。
所在「●●●」・地番「●●外13筆」・地目「公簿、原野、宅地、田、山林、畑現況は全て畑」・面積（㎡）「14筆合計81,240.94」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R5.6.15」・支払期限「R5.9.29」・金額（円）「4,000,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

この件につきましては、5月の第2回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果売買が成立した件でございます。

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

整理番号20、所在「●●●」・地番「●●外51筆」・地目「公簿一・畑、牧場、雑種地、現況は全て畑」・面積(㎡)「52筆合計413,806」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「使用貸借」・法律関係「使用借権」・始期「R4.6.15」・終期「R14.6.14」・期間「10年」・金額(円)「無償」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます

議長 これより議案第2号「整理番号13」についての質疑を行います。質疑はありませんか。(質疑なしの声)
それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声)
異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に議案第2号「整理番号14」についての質疑を行います。質疑はありませんか。(質疑なしの声)
それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声)
異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に議案第2号「整理番号15」についての質疑を行います。質疑はありませんか。(質疑なしの声)
それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声)
異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に議案第2号「整理番号16」についての質疑を行います。質疑はありませんか。(質疑なしの声)
それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声)
異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

これより、議案第2号「整理番号17」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件がありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。（１３：５２～１３：５２）

議長 再開します。
これより、議案第２号「整理番号１７」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第２号「整理番号１７」についての審議が終了しましたので、「●
番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（１３：５３～１３：５３）

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第２号「整理番号１７」については、原案のとおり決定されました
ので、その旨報告します。

議長 これより、議案第２号「整理番号１８」についての質疑を行います
が、「農業委員会等に関する法律第３１条」の規定に抵触する案件があり
ますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（１３：５５～１３：５５）

これより、議案第２号「整理番号１８」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に議案第２号「整理番号１９」についての質疑を行います
が、「農業委員会等に関する法律第３１条」の規定に抵触する案件
がありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（１３：５６～１３：５６）

これより、議案第2号「整理番号19」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
これより、議案第2号「整理番号19」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
議案第2号「整理番号18」と「整理番号19」についての審議が終了
しましたので、「●番 ●●委員と●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:57～13:57)

議長 再開します。
●●委員と●●委員に申し上げます。
議案第2号「整理番号18」と「整理番号19」については、原案のと
おり決定されましたので、その旨報告します。

議長 次に、議案第3号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人

住所 札幌市●●●

氏名 ●● ●●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町●●●・●●●」・地番「●●外9筆」・地目
「公簿、畑・原野、現況は畑」・面積(m²)「113,424」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して
おりますので、本案についても、議長が指名することにご異議ありま
せんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、あっせん委員については、1番 梶田委員、14番 西原
委員を指名します。その2については

各委員は、よろしく申し上げます。

議長 次に、議案第4号「現況証明願いについて」の3件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号4、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿
一畑、田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「45,334」・
申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員
「17番石丸委員、9番岡田委員、10番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、現況は山林となっ
ているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、17番石丸委員、9番岡田委員、1
0番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更
登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号5、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿
一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「1,236」・申請者
「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「4番笹
原委員、5番西委員、10番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、都市計画区域内準工業地域内にあり、現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては4番笹原委員、5番西委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号6、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「248」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井(美)、10番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第4号「整理番号4」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号5」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号6」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。

これをもちまして、令和5年度第3回農業委員会総会を閉会します。